

第10回総合計画策定本部における審議内容等を踏まえ、重点施策（たたき台）を作成しました。市民ワークショップ等を踏まえ、第一次計画（現基本計画）における3つのテーマと、市民ニーズ等が概ね合致していることから、第一次計画の3つのテーマを基本に、社会経済情勢等を踏まえた「テーマ」や、施策の方向性を示す「視点」として設定し、「重点施策」の抽出を行いました。

1. 前提

◆重点施策設定の目的

- 基本構想で掲げた将来都市像の実現に向け、あきる野市を取り巻く内外の状況や市民ニーズ等を踏まえ、今後の5年間に於いて、施策体系の枠組みを超え、横断的かつ総合的に推進すべき事項を「テーマ」「視点」として設定し、関連する施策を「重点施策」として抽出しました。「テーマ」「視点」を意識しながら、「重点施策」を推進することにより、相乗的な効果が期待されます。

◆基本計画全体の構成イメージ

- 重点施策を含めた基本計画全体の構成（イメージ）は以下のとおりです。

構成	主な記載内容
総論	1. 施策体系図（調整中） 2. 重点施策（テーマ・視点） 3. 総合計画とSDGs（調整中） 4. 進捗管理（調整中） 5. 施策の見方（各論の読み方）（調整中）
各論	第1章 都市整備分野～第6章 行財政分野

◆重点施策の抽出・設定の考え方（プロセス）

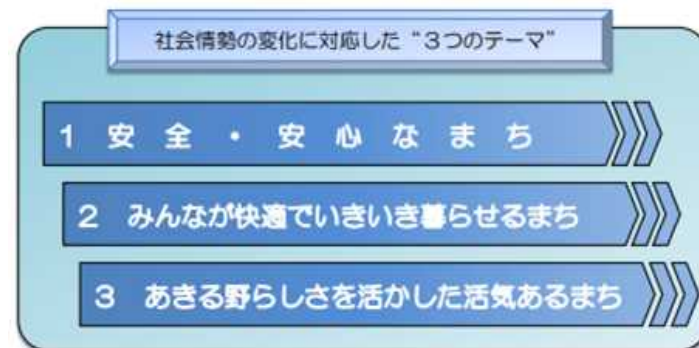
- 現基本計画における重点施策の抽出過程を踏襲し、「テーマ」「視点」を設定し、関連する施策を「重点施策」として抽出



2. 重点施策の設定

（1）テーマの設定

- ・ 第一次計画では「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した3つのテーマを設定し、重点施策を抽出しました。



- ・ 序論で整理した「まちづくりの背景」（あきる野市の概要、時代の潮流と本市への影響）を踏まえ、基本構想に定めた「基本理念」「まちづくりの方向性」に沿って、今後5年間で重点的に取り組むべき4つのテーマを設定しました。
- ・ テーマの設定に当たっては、自然災害等の発生リスクの高まり等を背景とした「安全」「安心」を確保する必要性、「住みよさ」「快適さ」を強く求める市民の意向、技術革新に伴う社会経済構造の変化や地域間競争の激化等を踏まえた地域の「活力」維持や、本市の「魅力発信」の必要性の高まり、持続的な街の発展に不可欠な「人づくり（支え合い・育成）」の必要性等を念頭に、「あきる野市まち・ひと・しごと総合戦略」を包含することも踏まえ、第一次計画のテーマを土台としました。

テーマ
1 快適で安全・安心なまち
2 みんなが支え合い、育て合うまち
3 あきる野らしさを活かした活気あふれるたくましいまち
4 戦略的な魅力発信を行うまち

2. 重点施策の設定

（2）重点施策を抽出する「視点」の設定

- ・ 4つのテーマを基本構想に掲げる6つの施策の大綱に横断させ、重点施策を抽出する視点を設定しました。

総合計画

基本構想

【将来都市像】

豊かな自然と人々の絆に包まれ
人やまち、文化を育む
安全・安心なまち あきる野

【基本理念】

- ①豊かな自然と調和したまちづくりを進めよう
- ②地域の特性を活かした活力あふれるたくましいまちづくりを進めよう
- ③安全・安心なまちづくりを進めよう
- ④お互いが支え合い、育て合うまちづくりを進めよう

【まちづくりの方向性（施策の大綱）】

都市整備

産業振興

市民生活・環境

保健福祉

教育・文化・スポーツ

行財政

基本計画

視点

テーマ	1 快適で安全・安心なまち	都市整備	産業振興	市民生活・環境	保健福祉	教育・文化・スポーツ	行財政
	持続可能なまちづくり (住宅・交通等)	ゼロカーボン (森林創庫等)	ゼロカーボン 防災減災				持続可能なまちづくり (公共施設) DX
	2 みんなが支え合い、育て合うまち			社会参加	子育て支援 フレイル予防	学校教育 (デジタル化) 社会参加 スポーツ推進	
	3 あきる野らしさを活かした活気あふれるたくましいまち	地域資源の 保全・活用 (緑・川)	地域資源の 保全・活用 (農産物等) 仕事づくり	地域資源の 保全・活用 (生物)		地域資源の 保全・活用 (伝統芸能)	
	4 戦略的な魅力発信を行うまち		観光プロモーション	市政情報発信			シティプロモーション 市政情報発信

2. 重点施策の設定

(3) 重点施策の抽出

- ・ 4つのテーマごとに、視点に沿って、重点施策を抽出し、設定しました。

◆テーマ1 快適で安全・安心なまち

大地震や風水害等の自然災害等の発生リスクが高まる中、国際的に地球温暖化対策の推進が求められていることを踏まえ、気候変動対策の継続・強化による脱炭素化（ゼロカーボンシティ）を進めるとともに、自助・共助といった市民への防災意識の醸成を図りながら、災害等による致命的な被害を和らげ、速やかな復旧復興ができる（国土強靱化）まちづくりが必要です。

また、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、快適で住み続けられる都市づくりや安全で利便性の高い都市基盤、公共交通等の充実を図ることが重要です。さらに、社会全体のデジタル化に合わせて、自治体におけるデジタル化の推進を図ることが市民の快適な生活を実現する上で必要とされています。

上記の認識を踏まえ、テーマ1では、「ゼロカーボンシティへの挑戦」「防災・減災の更なる推進」「人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進」「D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進」という4つの視点のもと、重点施策の抽出・設定を行いました。

視点	重点施策（取組）
ゼロカーボンシティへの挑戦	第2章第5節2-① 公益的機能の発揮を重視した森林施業の推進 第2章第5節2-② 市民や企業などとの協働による森づくりの推進 第3章第3節1-① ごみの適正処理（分別・収集運搬・処分）体制の構築 第3章第3節1-② ごみ減量化の推進 第3章第3節1-③ 食品ロス削減の推進 第3章第3節2-① リサイクルシステムの充実 第3章第3節2-② 資源回収の推進 第3章第3節2-③ ごみの堆肥化の促進 第3章第3節3-① 国や都と連携した地球温暖化対策の推進 第3章第3節3-② 市役所で使用する車両への次世代自動車等の導入の検討・推進
防災・減災の更なる推進	第3章第2節1-① 防災施設・設備等の充実 第3章第2節1-② 住民や地域の防災力育成と支援 第3章第2節1-③ 消防力の充実 第3章第2節1-④ 避難行動要支援者の支援体制づくりの推進 第3章第2節1-⑤ 住宅の耐震化の推進 第3章第2節1-⑥ 国土強靱化の推進 第3章第2節1-⑦ 防災・減災に対する外部連携の強化
人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりの推進	第1章第1節1-① 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進 第1章第1節4-② 総合的な空き家対策の検討推進 第1章第3節2-① 既存交通の維持及び利便性の向上 第1章第3節2-② 公共交通網構築に向けた検討・推進 第1章第3節3-⑥ 汚水処理の在り方の検討 第6章第2節2-① 公共施設等の総合管理の推進
D X（デジタル・トランスフォーメーション）の推進	第6章第2節1-① ICTの利活用の推進 第6章第2節1-② 情報セキュリティ対策の強化 第6章第3節1-① 効率的・効果的な組織の見直し 第6章第4節2-① 市政情報の共有化

重点施策（たたき台）

2. 重点施策の設定

（3）重点施策の抽出

◆テーマ2 みんなが支え合い、育て合うまち

人口減少時代が本格化する中、本市が持続的に発展していくためには、地域の担い手かつ働き手である若年層の流出を抑え、少しでも多くの人に移り住んでもらうなど、定住人口等の確保を図ることが必要です。特に若年層に対しては、これまでと同様に、本市において健やかに暮らし、子育てができる環境を整えることが重要です。また、乳幼児から高齢者まであらゆるライフステージに対応した支援や取組等を行うことで、地域においてみんなが支え合い、いきいき暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めていく必要があります。さらに、本市の特長である「地域コミュニティ」の強化にも取り組む必要があります。

上記のことから、テーマ2では、「子育て支援の充実」「デジタル化に対応した学校教育の推進」「社会参加の環境づくり」「フレイル予防と介護基盤整備の推進」「スポーツの推進」という5つの視点のもと、重点施策の抽出・設定を行いました。

視点	重点施策（取組）
子育て支援の充実 【主な対象：出産～幼年期（両親含む）】	第4章第2節1－① 幼児教育・保育の充実 第4章第2節1－② 成長段階に応じた健全育成 第4章第2節1－③ 特に支援を必要とする子どもへの支援の充実 第4章第2節2－① 母子とその家族の健康の保持・増進 第4章第2節2－② 子ども・子育てに関する相談窓口の充実 第4章第2節2－③ 子育てに対する意識啓発と情報提供 第4章第2節2－④ 子育てしやすい支援体制の充実 第4章第2節2－⑤ ひとり親家庭等への支援の充実 第4章第2節3－① 子どもの安全・安心の確保 第4章第2節3－② 子育てを支援する生活環境等の整備 第4章第2節3－③ 地域における子ども・子育て支援の推進 第4章第2節3－④ 仕事と子育ての両立の推進
デジタル化に対応した学校教育の推進 【主な対象：少年期】	第5章第4節1－② ICT教育の充実 第5章第4節1－⑥ 教員の指導力の向上 第5章第4節2－② 情報化社会に対応した教育環境の整備
社会参加の環境づくり 【主な対象：青年期～中年期】	第3章第1節1－① 町内会・自治会への加入の促進 第3章第1節1－② 町内会・自治会の活性化の支援 第5章第3節2－① 健全育成活動の充実 第5章第5節3－② 伝統芸能保存活動の支援
フレイル予防と介護基盤整備の推進 【主な対象：高年期】	第4章第4節1－① 健康づくりへの支援 第4章第4節1－② 介護予防・フレイル予防の推進 第4章第4節3－① 介護人材の確保・定着・育成 第4章第4節3－② 介護サービスの質の確保 第4章第4節3－③ 介護保険事業の基盤の整備 第4章第4節3－④ 自立した生活への支援 第4章第4節3－⑤ 家族介護者への支援
スポーツの推進【全年代共通】	第5章第5節4－① ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進

2. 重点施策の設定

（3）重点施策の抽出

◆テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あふれるたくましいまち

本市は、都心近郊にありながら、緑豊かな山々や清流などの恵まれた自然、自然に由来する豊富な観光資源や農業資源、本市の長い歴史を物語る文化を有しており、本市の魅力の一つとなっています。

また、圏央道や幹線道路の整備により、本市の利便性は大きく向上し、産業立地の可能性等が増しています。

さらに、商工会やハローワーク、商店会を中心に、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。

自然や観光資源、農業資源、道路交通網、商業振興の取組などの地域資源等をさらに磨き上げ、市民とともに守り、育て、確実に後世に引き継いでいながら、あきる野らしさを活かした活気あふれるたくましいまちを目指すことが重要です。

上記の認識を踏まえ、「地域資源の保全・活用」「仕事づくり（産業の振興に向けた担い手育成・体制づくり支援）」といった2つの視点のもと、重点施策の抽出・設定を行いました。

視点	重点施策
地域資源の保全・活用	第1章第2節1－① 緑確保の推進 第1章第3節4－③ 河川施設の整備・維持管理 第2章第3節3－③ 地域資源を活かしたツーリズムの確立 第2章第4節2－① 農産物の販売施設の拡充 第2章第4節2－③ 農産物のブランド化の推進 第2章第4節3－② 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効活用の促進 第2章第6節1－② 江戸前アユのブランド化 第3章第4節1－① 自然環境の保全の推進 第5章第5節3－② 伝統芸能保存活動の支援
仕事づくり（産業の振興に向けた担い手育成・体制づくり支援）	第2章第1節1－② 計画的な産業立地の推進 第2章第1節1－③ 産業振興体制の強化 第2章第2節1－① 商工業者の育成 第2章第2節1－② 起業・創業の支援 第2章第2節2－① 活力と魅力ある商店街づくりの推進 第2章第2節2－② 空き店舗の活用の促進

2. 重点施策の設定

（3）重点施策の抽出

◆テーマ4 戦略的な魅力発信を行うまち

テーマ3でも示したとおり、本市には、本市ならではの多くの魅力が存在しています。

市民が本市に誇りをもって住み続けるとともに、市内外を問わず、多くの方に本市を訪ねていただき、興味関心を持っていただくためには、様々な手法で、本市の魅力を積極的に発信し、市民には、住んでいる地域に対する愛着を醸成すること、市外からの興味関心を惹きつけることが重要です。

また、新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、海外からの来訪者等にとって、分かりやすい表示等に取り組む必要があります。

上記の認識を踏まえ、「観光プロモーション」「シティプロモーション」「市政情報発信（市民に対する魅力の発信、共有）」といった3つの視点のもと、重点施策の抽出・設定を行いました。

視点	重点施策
観光プロモーション	第2章第3節1-① 観光プロモーション事業の推進 第2章第3節1-② 広域観光連携事業の推進 第2章第3節1-③ 観光関連組織等との連携強化 第2章第3節3-⑤ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進
シティプロモーション	第6章第4節2-④ シティプロモーションの推進
市政情報発信（市民に対する魅力の発信、共有）	第3章第1節1-① 町内会・自治会への加入の促進 第3章第1節2-① 外国人にやさしいまちづくりの推進 第6章第4節1-① 協働のまちづくりの推進 第6章第4節2-① 市政情報の共有化 第6章第4節2-② 広報の充実